

令和8年（フ）第40号

京都府福知山市土師新町2丁目66番地
債務者 高橋美由紀
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和8年（フ）第512号

兵庫県高砂市神爪5丁目18番18－103号
ヴァンヴェールB
債務者 南原 茜
1 決定年月日時 令和8年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第350号

和歌山県岩出市相谷493番地の6
債務者 江原 恭輔
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第364号

和歌山市小雑賀14番地18
債務者 千田電気こと 千田 信次
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第511号

岡山市南区万倍155番地1 住宅型有料老人ホームウエルメ岡山万倍リビング、旧住所岡山市中区高屋235番地2 ホシダマンション103号室
債務者 藤原 達成
1 決定年月日時 令和8年9月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第526号

岡山市中区兼基240番地13
債務者 湯浅 朱未
1 決定年月日時 令和8年9月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第569号

岡山市東区檜原434番地、旧住所岡山市中区高屋192番地1 菜園203
債務者 本郷 正子
1 決定年月日時 令和8年9月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第93号

広島県三原市東町3丁目3番10号 メゾン・ド・ソレイユ201号
債務者 椋田博富己
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和8年（フ）第79号

山口県下関市彦島迫町3丁目6番19号
債務者 カラオケラシャンテこと三瓶珈琲こと松田 三平
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和8年（フ）第71号

愛媛県今治市小泉5丁目6番38号 特別養護老人ホーム 日高荘、前住所愛媛県今治市美須賀町3丁目4－8 美須賀病院、前々住所愛媛県今治市高地町1丁目甲2022番地1
債務者 松木 通章
1 決定年月日時 令和8年9月25日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
松山地方裁判所今治支部

令和8年（フ）第573号

熊本市南区幸田1丁目1番13号 純フラット102
債務者 堺 高志
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第232号

大分市王子山の手町6番1－702号 カーサマルダイ
債務者 緒方 秀樹
1 決定年月日時 令和8年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第485号

大分市三ヶ田町1丁目9番43号 Four Clover's 南大分301
債務者 津堅門郁恵（旧姓小田）
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第363号

宮崎市東大宮4丁目24番7号 雁ヶ音コーポ104号、前住所宮崎市大字島之内9485番地3
債務者 大上まどか
1 決定年月日時 令和8年9月25日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和8年（フ）第107号

鹿児島県霧島市国分新町二丁目4番30号 イーストガーデンサン202、前住所鹿児島市吉野町8796番地4 Star Garden Ami 201号
債務者 川下 雄輝
1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第131号

鹿児島県曽於市末吉町深川1272番地3
債務者 高良 壽美子
1 決定年月日時 令和8年9月25日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係